

29年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H29. 4. 20	H29. 5. 1	平成28年11月1日施行の「職務に関する働きかけについての対応要綱」が定める「対応記録票」など、同要綱が定める「職務に関する働きかけ」に関する一切の書類。ただし、平成29年3月31日までの分。					1											東京都労働委員会の職務に関する働きかけについての対応要綱第2条(5)が定める「働きかけ」を当委員会の職員が受けたことがないため、請求のあった公文書を作成していない。	労働委員会事務局総務課